

教育・子育てのしやすい 子育て・教育するなら西成区 をめぐって

～まなびから未来へ、こどものできた!を応援します～
多様なニーズに応える小学校から中学校までの学年に応じた学習支援など、西成区だけのプラスαなこども・教育施策に取り組んでいます。

1 こどもの「学び」を応援します 学年に応じたまなびの場



小学校
1・2
年生

こども生活・まなびサポート事業(学習姿勢向上)

低学年の児童(特に新入生)が、小学校生活に慣れ落ちて学習に取り組めるように支援する支援員を全小学校に配置

小学校
3・4
年生

西成ジャガピースクール

無料

放課後や夏休み・冬休みに区内の全小学校で、塾事業者による、ひとりひとりの学力に合わせて学ぶことができる課外学習(国語・算数)を実施(※定員あり)

小学校
5・6
年生

西成まなび塾

実質無料

区内3か所(北津守小、たちばな会館、玉出老人憩の家)で区が協定を結んだ塾事業者が国語・算数を教える「まなび塾」を実施
実質無料 月額1万円が習い事・塾代助成カードを使えば無料になります

西成ジャガピースクールアドバンス

無料

放課後を中心に区内の全小学校で、塾事業者による、発展的な学習内容を学ぶことができる課外学習(算数・国語・英語)を実施(※定員あり、入塾テストあり)

中学生

西成まなび塾

実質無料

区内3か所(鶴見橋中、たちばな会館、玉出老人憩の家)で区が協定を結んだ塾事業者が国語・数学・英語を教える「まなび塾」を実施
実質無料 月額1万円が習い事・塾代助成カードを使えば無料になります

西成特別進学塾

無料

放課後を中心に区内2か所(成南中、梅南中)で、塾事業者による、「高校への進学塾」(数学・国語・英語を年間150時間(3年生は、プラス理科・社会40時間)の集中講座および、授業で学習した内容を反復学習するため、多くの宿題を課して家庭学習に取り組む時間を150時間以上)を実施(※定員あり、入塾テストあり)

模擬試験の実施及び苦手分野の反復演習

無料

中学校の学力診断検査や高校入試を想定した模擬テストを受験、結果をもとに個人の課題(苦手分野)を把握し、個別復習教材で弱点を克服することで個人の学力向上を図る

小学校
4年生
中学校
3年生

外国から日本にきた子どもの学習塾

無料

日常会話ができるようになったが、学習面で困っている外国につながる児童生徒に対し、区内2か所(岸里小、鶴見橋中)で、塾事業者による学習支援を実施(※定員あり)

2 すべてのこどもに寄り添います

こども生活・まなびサポート事業(登校支援・訪問支援)

学校に通いにくいこどもたちを丁寧に支援する支援員を区内の全小中学校に配置



こども生活・まなびサポート事業(居場所支援)

学校に通いにくいこどもたちを丁寧に支援するための部屋を区内の全中学校に整備。専任の支援員や教職員が、こどもたちを支援

3 こどもの未来を応援します

プレーパーク

無料

まなびのきっかけとなる仕掛けもある西成区だけの冒険遊び場



キャリア教育推進支援事業

プロスポーツチームのゲストティーチャーが学校を訪問、実技指導やその道に進んだきっかけの話も



大阪フィルハーモニー交響楽団ワークショップ

芸術文化にふれるきっかけとしてプロの楽団生演奏を学校で鑑賞

西成しごと博物館

無料

地元企業のスゴ技を体験できる参加型職業体験イベント

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 5階 52番窓口 ☎06-6659-9824

子どもと家族への経済的支援を行っています

受給している方が西成区外から転入されたときも手続きが必要です。また所得要件があります。詳しくはお問い合わせください。

初回産科受診料支援制度

妊娠判定を受けるための産科受診について、経済的な理由で受診をためらうことのないように、初回の産科受診に要する費用の一部を助成します(令和6年4月1日～)。

未熟児養育医療給付

身体の発達が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関に入院する場合に医療給付を行います。

小児慢性特定疾病医療費助成

児童福祉法に基づく対象疾病にかかっている児童で、指定医療機関に入院・通院する場合に医療費助成を行います。

自立支援医療(育成医療)

肢体不自由・心臓疾患・先天性内臓疾患などで、治療により身体上の障がい軽減され日常生活が容易にできるようになる場合、その児童が指定医療機関で治療等を受ける場合に医療費助成を行います。

問合せ 保健福祉課(地域保健) 2階 21番窓口 ☎06-6659-9882

児童手当

高校生年代修了まで(18歳に達した日以後、最初の3月31日まで)の児童の養育者に支給されます。

こども医療費助成

医療保険に加入している子ども(18歳に達した日以後、最初の3月31日まで)が診療を受けた場合、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成します。



問合せ 保健福祉課(子育て支援) 5階 52番窓口 ☎06-6659-9824

児童扶養手当

ひとり親家庭の状態にある児童(18歳に達した日以後、最初の3月31日まで)を監護・養育している父・母または養育者に支給されます。

特別児童扶養手当

20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を養育している父・母または養育者に支給されます。

ひとり親家庭医療費助成

医療保険に加入しているひとり親家庭の子ども(18歳に達した日以後、最初の3月31日まで)とその母、父、または養育者が診療を受けた場合、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部助成します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 5階 52番窓口 ☎06-6659-9824

障がい児福祉手当

20歳未満で身体または精神(知的を含む)に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給されます。

問合せ 保健福祉課(地域福祉) 5階 51番窓口 ☎06-6659-9857

助産制度

経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の方に対し、入院出産費用の全部または一部を助成します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 5階 52番窓口 ☎06-6659-9824

出産育児一時金

医療保険に加入されている方が出産した場合に、出産育児一時金を支給します。

問合せ [大阪市国民健康保険の方] 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階 61番窓口 ☎06-6659-9956 [他の医療保険の方] 会社や健康保険組合等にご確認ください。

出産される方の産前産後期間の国民健康保険料を軽減します

出産される方(※)の国民健康保険料を軽減します。出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月)分の均等割および所得割保険料が対象です。

軽減を受けるためには、届出が必要ですので、出産予定日(出産日)等を確認できる書類(母子健康手帳等)をご用意のうえ、区役所保険年金業務担当まで届け出てください。なお、届出は出産予定日の6か月前から可能です。

(※) 大阪市国民健康保険の被保険者で、令和5年11月以降に妊娠85日以上の出産をされた方、または出産する予定の方(死産、流産、人工妊娠中絶を含む)

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階 61番窓口 ☎06-6659-9956

